

瀬戸内市定年帰農者等促進支援事業 ＜ 応 募 要 領 ＞

【事業内容】

農業者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。このため、農地を将来にわたって持続的に活用する多様な担い手を確保することを目的として、定年、早期退職等を迎え、農業経営を開始する者（以下「定年帰農者等」という。）が導入する機械・設備等の初期投資費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

【応募締切り】

令和7年8月15日（金）17時まで

【応募資格】

応募申請時に、次の要件をすべて満たす者

- (1) 55歳以上65歳未満の者
- (2) 概ね1ha以上の農地を経営する計画を有する者
- (3) 地域の中心的な担い手として、今後10年以上農業経営を継続する意思のある者
- (4) 市内に住所を有する者
- (5) 本人又は農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に該当する世帯員等が市内に農地を10a以上所有していること
- (6) 退職又はそれに準ずる日から3年以内であること
- (7) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること
 - ①瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う者であると認められる者
 - ②国や地方公共団体等による補助金等において、不正経理や不正受給を行ったことがある者
 - ③市税の滞納がある者

【応募書類の提出先・問い合わせ先】

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1
瀬戸内市役所 産業建設部 産業振興課 農林水産業振興係
TEL：0869-22-3934

【補助対象事業】

就農に際して必要となる農業用機械、設備の導入費。中古機械等の場合は、中古資産耐用年数が3年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による3年間以上の保証があるもの）。

ただし、農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性が高いもの、家畜、果樹苗、機械等の取得に係る諸経費等は対象外です。また、他の補助制度と重複するものも対象外です。

（補助対象外の例）

- ・軽トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー 等
- ・工事費、設置費、送料、手数料、修繕費、撤去費 等

【補助率・補助上限額】

補助対象経費の1/2以内 上限150万円

【補助対象経費】

補助金の交付決定を受けた日以降に事業開始（契約・発注）した申請事業に必要な経費（消費税抜）で、令和8年2月28日までに請求・支払行為が完了するものが対象になります。

【事業実施期間】

補助金交付決定の日から令和8年2月28日まで

※交付決定日以前に着手した取組に係る経費は対象となりません。

【応募手続】

下記の応募書類を作成し、応募期間中に瀬戸内市役所産業建設部産業振興課まで郵送又は持参ください。また、必要な様式は、本市ホームページに掲載していますので、ご活用ください（<https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/22/3770.html>）。

<応募書類>

（1）応募申請書（様式第1号）

※添付書類：住民票（法人の場合は登記事項証明書）、退職の日が分かる資料、その他参考となる資料

（2）事業計画書（様式第2号）

※添付書類：事業費の算出根拠となる見積書、カタログ、参考資料「今後の経営計画・地域集落との関わりについて」

（3）誓約・同意書

【書類・ヒアリング審査】

提出された応募書類等の書類審査及び事業計画についてのヒアリングを実施し、審査基準に基づき総合審査を行った上で、補助対象者を決定します（全ての応募者が、必ずしも補助対象者とはなりません）。

審査の結果は、全ての応募者に書面にて通知します。なお、審査の経過や結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

【審査基準】

提案事業の審査については、以下の事項を評価の基準とします。

No	評価項目	判断基準
1	実現性	作付計画、農地所有状況等、実現可能な経営計画となっているか。
2	妥当性	経営計画に沿った機械・設備の導入計画となっているか。
3	継続性	農地を将来にわたって持続的に活用し、今後10年以上農業経営を継続する意思があるか。
4	地域性	将来、地域集落の農業の維持・発展に寄与する中心的経営体となりうるか。
5	その他	申請時の年齢、経営予定面積等について

【その他留意事項】

本補助金の交付は、本応募要領のほか、補助金交付要綱に基づきます。

また、募集に伴い取得した個人情報、瀬戸内市個人情報保護条例などの関係例規等に従い、適切に管理を行います。